

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	玉成保育専門学校
設置者名	学校法人アルウィン学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
保育専門課程	保育学科	夜・通信	30 単位	7 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HP にて情報公開している
[77f52f59c6387fbf8053c44eae9d7dcc-1.pdf](https://www.tamasei.ac.jp/77f52f59c6387fbf8053c44eae9d7dcc-1.pdf)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	玉成保育専門学校
設置者名	学校法人アルウィン学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

HPにて情報公開している 9e78edc7f8deb4e0261bb9fc708e94ed.pdf
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	大学教授	2025. 5. 24～	学園運営全般
非常勤	大学准教授	2025. 5. 24～	学園運営全般
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	玉成保育専門学校
設置者名	学校法人アルウィン学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【作成について】 毎年度、学内会議により、授業科目を設定し、各授業を担当する教員により、作成を行う。学内統一様式で「授業科目名」「必要単位数」「教員名」「授業の到達目標」「授業計画」「評価方法」を記載する。 【時期について】 1月から2月にかけて、担当教員が次年度の講義予定を作成し、3月に学内会議にて承認後、正式決定となる。	
授業計画書の公表方法	HPにて情報公開している https://www.irwin.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/20d6cda371cef08c9f7a5c86af23c0e5-1.pdf
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則により、学内の成績評価、履修、卒業要件について規定している。授業への参加状況、定期試験、レポートにより総合的に評価している。 (参考) 学則 《成績評価・進級認定》 第10条 授業科目の成績評価は学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。 2. 前項の規定にかかわらず、出席時数が学則に定める授業時数の3分の2に達しない者は、試験を受ける資格を有しないこと。 従って、やむを得ない場合を除き、全授業に出席すること。 3. 成績評価にあつては60点以上の成績をもって履修認定する。 4. 原則として、下記の要件に該当するものは留年とする。 (1) 1年次で履修すべき必修単位のうち、7単位以上が未修得の者 (2) 教育実習Ⅰ、保育実習Ⅰaの両方が未修得の者	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 学内の成績評価として GPA (Grade Point Average)を導入している。GPA は生徒の履修した 1 授業科目あたりの平均成績を指す。 当校では、学業優秀者の表彰候補者選出、就職の学内推薦の候補者選定などに活用している。 学業成績は、授業科目ごとに行う試験(定期試験、実技試験等)、授業態度、課題提出、授業の出席状況等によって評価される。当校では各授業の評価は 100 点満点を基準として 60 点以上を合格としている。合格者の中でも、評価点数により、100～90 を A+、89～80 を A、79～70 を B、69～60 を C として成績が算出される。各授業の成績評価を既定の数値に置き換え、1 授業あたりの平均成績を出す。各成績は A+(4 点)、A(3 点)、B(2 点)、C(1 点)に換算する。GPA は(A+の授業数×4+A の授業数×3+B の授業数×2+C の授業数×1)の合計を、各生徒が履修済みの総授業数で除した数を求めることによって算出する。 成績評価方法については、入学時オリエンテーション、試験のガイダンスで学生等に通知している。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	HP にて情報公開している dc2427fc575d455c1197b9a9bd71a6bb.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 玉成保育専門学校は文部科学省から指定教員養成機関（幼稚園教諭）として、厚生労働省からも指定保育士養成施設（保育士）として認可され、これまで数多くの幼稚園教諭と保育士を輩出している。建学の精神である「汝らは地の塩、世の光である」のキリスト教的理念を裏打ちとし、保育の専門科目やその他の芸術活動等を通し自然への感性を開き、自らの力を使いこなす力、コミュニケーション力を豊かに組み立てていくことのできる人材を育成し、社会に貢献することを目的としている。 卒業要件については、詳細を履修規定にて定めている。 (参考) 履修規定 卒業要件については履修規定に定めている。 第 14 条 進級及び卒業の認定は、次のとおりとする 2. 進級判定 原則として、下記の要件に該当する者は、学則第 24 条に基づき留年となる。 (1) 1 年次で履修すべき必修単位のうち、7 単位以上が未修得の者 (2) 幼稚園実習Ⅰ、保育園実習Ⅰの両方が未修得の者 (3) その他学則第 24 条に該当する者 3. 卒業判定について 原則として、下記の要件に該当する者には卒業が認められず留年となる。 (1) 卒業に必要な単位（必修科目 71 単位・選択科目 15 単位以上）を取得していない者 (2) その他学則第 24 条に該当する者 4. 留年について 留年は 1 学年につき 1 回のみ認める。留年の場合は、原則として該当学年のすべての教科目を履修しなければならない	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	HP にて情報公開している https://www.irwin.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/06/a51defb09ea27214b508ca7a9850f855.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	玉成保育専門学校
設置者名	学校法人アルウィン学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	毎年6月に最新情報をHP公開している https://www.irwin.ac.jp/publicinfo/
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
保育専門課程		専門	保育学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	91 単位	43	46	13		
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
100 人		71 人	0 人	6 人	31 人	37 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等
（概要） 全15回授業のうち、教科書以外にも補充としてプリントの配布、ミニテストの実施、レポート作成の課題を与える等、学生の理解を深める補助をしている。外部講師も積極的に招き入れ、現場ですぐに役に立つことができるように授業を工夫している。 また、随時、教員が学生の相談を受け付け、長期休暇の現場でのアルバイトの紹介、進路指導、実習の相談等、親身に学生に寄り添い、支援している。

--

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
35 人 (100%)	0 人 (0%)	35 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 幼稚園、保育園、認定こども園			
(就職指導内容) 公務員対策講座の開設、個人面談、面接対策、卒業生の紹介、卒業生の体験談を紹介する特別講義を実施し、質問コーナーを設けるなど、現場の声をなるべく多く学生に届ける工夫をしている			
(主な学修成果（資格・検定等）) 幼稚園教諭二種免許・保育士資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
90 人	8 人	8.89%
(中途退学の主な理由) 進路変更のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 日常的に学生と教員が話をする環境が整っていることから、学生が現在抱えている勉強面・生活面等の問題について随時教員が把握でき、指導を行っている。 進路変更希望者には、個別面談を行い、双方納得するまで話し合う		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
保育学科	300,000 円	600,000	375,000 円	施設費 200,000 円、教材費 55,000 円、教科書代 50,000 円、実習費 70,000 円他
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「東京都版自己点検評価項目」に基づき自己評価を実施し、その結果を運営委員会に諮り、次年度以降の教育改善に活用している。結果については、学校ホームページにて公表している。 8ad8e3def80b8b27fddfe5c3ab89b7fe-1.pdf		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
自己評価の結果を玉成保育専門学校運営委員会に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。評価結果報告書は理事会に報告し、理事会の承認を受け公表しなければならない。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
施設長（幼稚園）	2026. 4. 1～2028. 3. 31	業界関係者
施設長（保育園）	2026. 4. 1～2028. 3. 31	業界関係者
企業顧問	2026. 4. 1～2028. 3. 31	業界関係者
学識経験者	2026. 4. 1～2028. 3. 31	業界関係者
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) HPにて情報公開している a5dbf348450bf88f927191314bd34391.pdf		
(備考)		
第三者評価は未実施		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) HPにて情報公開している https://www.irwin.ac.jp/
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H113311500021
学校名（〇〇大学 等）	玉成保育専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人アルウィン学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		27 人（17人）	25 人（16人）	52 人（33人）
内 訳	第Ⅰ区分	－ 人	13 人	
	（うち多子世帯）	（－人）	（－人）	
	第Ⅱ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（－人）	（0人）	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（－人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－ 人	－ 人	
	区分外（多子世帯）	－ 人	－ 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				－ 人（－人）
合計（年間）				53 人（34人）
（備考）				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	0 人	- 人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	- 人	0 人	- 人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	- 人	0 人	0 人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	- 人
...			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0 人	後半期	- 人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	-人
3 月以上の停学	0人
年間計	-人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	-人
GPA等が下位4分の1	人	-人	-人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	-人	-人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。